

平成28年度 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する早期・継続支援事業
(放課後等福祉連携支援事業)
成果報告書 (概要版)

実施機関名 (徳島県教育委員会)

1. テーマ

福祉連携校と放課後等福祉機関における効果的な情報共有の方法 ～個別の教育支援計画等の活用を通して～

2. 問題意識・提案背景

平成24年度から児童福祉法の改正により放課後等デイサービスが始まり、従来は障害児支援に特に関わりのなかった株式会社や社会福祉法人などが事業参入してきている。徳島県でも、放課後等デイサービス事業所数は平成24年の31か所から平成29年2月には92か所へと急増している。事業所の拡大に伴い、「十分な知識や技能、経験を持った職員の不足」、「学校との連携で情報共有が不足」等の課題が明らかになってきた。平成28年1月「徳島県発達障がい者総合支援プラン」にかかるパブリックコメントにおいても「放課後等デイサービス事業所のスタッフが発達障害についての知識や対応技術をさらに高めていく必要がある」との意見が寄せられた。平成27年4月に厚生労働省から通知された「放課後等デイサービスガイドライン」の中では、事業所と学校の具体的な連携の在り方が示された。

3. 目的・目標

モデル地域である徳島県藍住町における学校と放課後等デイサービス事業所の連携について実態把握をするとともに、福祉連携校及び連携事業所に在籍する発達障害等のある児童に対する支援の充実のため、学校と事業所の連携支援の在り方、相互の支援内容の共有方法についての研究を行う。取組1として、モデル地域における放課後等デイサービス事業所と小学校との連携の現状と課題を明らかにするための質問紙調査を行う。取組2として、事業所と小学校における日常及び緊急連絡に関する課題と解決策を明らかにするために、福祉連携校及び連携事業所の事例調査を行う。取組3として、事例の「指導目標と手立て」を事業所と小学校の間で交換する試みを通して、情報交換に必要な保護者同意等の手続きの整備を図るとともに、得られた情報の内容や相互連携の可能性について検討する。取組4として、発達障害の可能性のある児童生徒に対する理解啓発及び専門性の向上を目的に、県民対象の講演会、教育・福祉関係者対象の研修会等を行う。

4. 主な成果

小学校等と事業所との連携研究推進を目的とし、医師等の有識者及び教育関係者で組織する「教育福祉連携研究地域運営協議会」を設置した。「事業所・小学校連携の実態調査」において、双方が共通する内容(教科学習、社会性の指導等)があること、相互連絡の必要性は認めるが定期的な会議開催等は困難であることがわかった。「日常及び緊急連絡方法についての事例調査」において、直接連絡の必要性は高いが、互いの連絡相手が明らかでなく、保護者の同意手続きも確立していない等により困難であることがわかった。「個別の支援計画等の試行的な交換」において、保護者の同意手続きや交換の手順を確立するとともに、共通する指導内容についての連携の必要性、互いの専門性を活かした情報提供の可能性が明らかになった。発達障害当事者による県民対象講演会、障害特性理解等の教育・福祉関係者対象研修会、学校コンサルテーションを実施した。本事業の成果報告書は、徳島県立総合教育センターのホームページで公開する。

5. 指定校における取組概要

①福祉連携校と放課後等福祉機関との情報交換や連絡調整体制の構築

福祉連携校と放課後等福祉機関との連絡調整のために、福祉連携校である藍住南小学校に放課後等福祉連携調整員1名を配置した。放課後等福祉連携調整員は、放課後等福祉機関との連絡調整8件、福祉連携校における事例の調査活動及びレポートの作成20件程度、福祉連携校教員の専門性向上のための助言や教材作成50件程度、藍住町における地域特別支援連携協議会での本事業の中間報告1回に従事した。また、平成28年度の福祉連携校在籍児童の中に連携事業所を利用する者がいなかったこともあり、学校と事業所それぞれで事例を選定して研究を進めた。

②保護者の同意を得つつ、関係機関の連携内容を発展させるための手法の研究

【事業所・小学校間の日常及び緊急連絡方法に関する事例調査】

連携事業所と福祉連携校における日常及び緊急連絡に関する課題と解決策を明らかにするために、2事例の聞き取り調査を行った。

その結果、相互連絡の特徴として「下校時連絡は短時間で送迎担当者も一定しないため十分な伝達ができない」、「下校時以外の直接連絡はほぼ無く、必ず保護者を介して連絡していること」が挙げられた。事業所は「学校の連絡窓口が不明」、小学校は「事業所の様子や宿題の取り組み方について連絡が難しい」ことを日常連絡の課題として回答した。連絡帳については、事業所及び小学校とも「許可が無い限り、参照しない」と回答した。緊急連絡については、双方とも「体調不良」に関して連絡の必要があるが、「相互の直接連絡について取り決めがない」ことが課題であった。

事業所と小学校間の直接連絡の必要性は高いが、定期的な会議の開催等は困難であり、電話や連絡帳など簡便に直接連絡できる方法の確立が必要である。互いが直接連絡を取り合うためには、「保護者の許諾」を得るための条件整備がポイントであり、「互いの連絡窓口」を明らかにすることも重要である。

【事業所及び学校における支援計画・指導計画の試行的な交換】

事業所と小学校の間で、事例の「個別の支援計画等の指導目標と手立て」を交換する試みを通して、保護者同意や説明等の手続きの整備を図るとともに、交換によ

り得られた有意義な情報の内容等について検討した。

支援計画・指導計画の試行的な交換を実施するにあたり、事前に事業所及び小学校の書式を比較したところ、「支援計画」「個別の教育支援計画」と名称が類似していても記述内容には大きな差があり、有意義な情報交換のためには、具体的に記述された指導目標や手立ての交換が必要であることがわかった。そのため、交換の対象とする内容を「『個別の支援計画』『個別の指導計画』等に記述された『指導目標や手立て』」と規定した。その上で、「保護者の同意書」、「相手方事業所・小学校への説明資料」、「支援計画・指導計画交換の留意点と手順」、「支援計画・指導計画交換に関するレポート書式」を作成した（資料4～7）。事業所及び小学校の担当者が支援計画・指導計画の交換の効果や感想を記述するために、「支援計画・指導計画交換に関するレポート」を作成した。

その結果、事業所と小学校で社会性の指導に関する内容が共に設定されており、これについてより詳細な情報交換の必要性が高いことが分かった。社会性の指導に関する内容については、相互が連携して指導を進める実践研究が必要であろう。小学校からは教科指導の専門性を事業所に伝達すること、事業所の場合にはそれぞれが有する専門性に応じて社会性のトレーニングや障害特性に応じた個別指導などの情報を小学校に提供できると考えられる。今後は、相互の情報提供が促進される環境整備について明らかにする必要がある。交換した個別の支援計画等について、相互が追加の情報収集を行うためには、電話や面談等による直接の情報交換が必要だが、事業所と小学校において情報交換が可能な時間帯にズレがあり、これが相互連絡を阻害している要因の一つである。それぞれが連絡を取りやすい時間をあらかじめ設定しておくなどの工夫も必要であろう。

6. 今後の課題と対応

平成29年度の取組においては、①事業所と小学校間の日常及び緊急時の直接連絡の円滑化に関する実践研究を行うとともに、その適用事例の拡大を図ること、②相互で個別の支援計画等の「指導目標と手立て」を共有した指導及び支援について事例研究を行うこと、さらに、③これらの取組を藍住町内の学校及び事業所に拡大する試みを通して「放課後等福祉連携モデル」を提案することが課題である。①については、事業所と学校間の連絡が保護者を介してなされている現状から、相互の直接連絡や個別の支援計画等の情報交換を可能とするための「保護者の許諾」手続きの確立が欠かせない。個別の支援計画、教育支援計画等の許諾手続きの中に、「事業所と学校間の直接連絡」、「個別の支援計画等の情報交換」等の内容を位置づける必要がある。②については、連携した支援、指導の効果を検証するための指標をあらかじめ明らかにするとともに、担当者及び保護者による評価を行う必要がある。また、相互連携により生じるコストの評価と、軽減のための手立ての検討が必要である。③については、特別支援地域連携協議会を活用することの有効性が考えられる。藍住町において特別支援地域連携協議会を中心とした連携モデルを構築することができれば、同様なモデルを他の市町村に敷衍、拡大できる可能性が高まる。また、徳島県教育委員会においては、引き続き県下全域を対象とした発達障害児及び放課後等

福祉連携に関する理解啓発及び専門性の向上の研修等を実施する中で、藍住町における放課後等福祉連携モデルを拡大することが必要である。

7. 指定校について

(1) 学校名

藍住町立藍住南小学校

(2) 児童生徒数・学級数等（平成29年1月1日現在）

	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
通常の学級	94	3	93	3	108	4	93	3	98	3	110	4
特別支援学級	5		7		3		5		4		4	
通級による指導 (対象者数)	4		5		1		6		5		0	
教職員数	校長	教頭	教諭 養護 等 教諭		助教	ALT	事務 職員	特別支援 教員	スクールカウンセ ラー	その他	計	
	1	1	36	1	4	0	1	(1)	0	(2)	44(3)	

() は外数で町費職員

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害，自閉症・情緒，肢体不自由，病弱

※通級による指導の対象としている障害種：言語障害・LD

8. 問い合わせ先

組織名：徳島県

- (1) 担当部署 徳島県教育委員会特別支援教育課
- (2) 所在地 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
- (3) 電話番号 088-621-3142
- (4) FAX番号 088-621-2882
- (5) メールアドレス tokubetsushienkyouikuka@pref.tokushima.jp